

京都市告示第 197 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき，平成 20 年 8 月 12 日付けで認可した上梅ノ木町北部町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出，平成 15 年 10 月 29 日付けで認可した周山大区の代表者変更の届出があったので，同条第 10 項の規定により，次のとおり告示します。

平成 25 年 7 月 1 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
上梅ノ木町北部町内会 (平成 24 年度)	京都市北区紫竹上梅ノ木町 29 番地	京都市北区紫竹上梅ノ木町 20 番地 1
上梅ノ木町北部町内会 (平成 25 年度)	京都市北区紫竹上梅ノ木町 20 番地 1	京都市北区紫竹上梅ノ木町 18 番地 1

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
上梅ノ木町北部町内会 (平成 24 年度)	片山 博昭	木下 岳士
上梅ノ木町北部町内会 (平成 25 年度)	木下 岳士	志野 克巳
周山大区	橋本 巖	坂井 保

3 代表者の住所

	変更前	変更後
上梅ノ木町北部町内会 (平成 24 年度)	京都市北区紫竹上梅ノ木町 29 番地	京都市北区紫竹上梅ノ木町 20 番地 1

上梅ノ木町北部町 内会 (平成25年度)	京都市北区紫竹上梅ノ木 町20番地1	京都市北区紫竹上梅ノ木 町18番地1
周山大区	京都市右京区京北周山町 下岩ヶ谷8番地	京都市右京区京北周山町 下台1番地の4

(文化市民局地域自治推進室)